

吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の新旧対照表

改正後	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員8人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 心理や福祉等の識見を有する者</p> <p>(2) 弁護士</p> <p>(3) その他いじめの防止等について識見を有する者</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年1月31日から施行する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員8人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、教育長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 心理や福祉等の識見を有する者</p> <p>(2) 弁護士</p> <p>(3) その他いじめの防止等について識見を有する者</p>



吉 教 学 1880 号
令和7年1月29日

吉田町教育委員会委員 各位

吉田町教育委員会教育長

吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の一部改正に係る書面による
採決について（依頼）

吉田町教育委員会の運営につきまして、平素より格段の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、吉田町教育委員会といたしまして、吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の一部改正について、書面にて議案の採決を求めることといたします。

つきましては、別添のとおり議案及び関係書類について、内容を御確認の上、別紙採決票により御回答くださるようお願いいたします。

担 当 学校教育課（浅井）
電話番号 0548-33-2151

(別紙)

令和7年1月 日

吉田町教育委員会議案の採決票

吉田町教育委員会教育長 あて

吉田町教育委員会委員

氏名 _____

吉田町教育委員会の議案について、下記のとおり回答します。

記

1 議案についての賛否

議 題	賛 否 (該当を○印で囲む)
吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の 一部改正について	承認する・承認しない

2 意見等

--

吉田町いじめ問題調査委員会設置要綱の一部改正に係る書面による採決について

1 議案についての賛否

議 題	承 認 日			
	吉田町いじめ問題調査委員会 設置要綱の一部改正について	増田委員 R7. 1. 29	中村委員 R7. 1. 29	大石委員 R7. 1. 30

2 意見等
特になし